北海道告示第11001号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に 委任する。

令和3年7月15日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その14)

(農政部所官分をの14)								
補助金等を交付する事 務又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付 すべき関係書類	実績報告書に添付すべき 関係書類	交付申請書の提出 部数、提出期限及 び 提 出 先	補助金等の交付 に関する権限の 委 任	摘 要
1 米産地育成総合対策事業(水田作物需要創出・拡大整備支援事業) 水田リノベーションプランに基づき、事業実施主体が需要の創出・拡大に向けて輸出等の需要に応じた加工や国産原材料への切替えのために必要となる施設を整備する取組に必要な経費を支援する。		補助対象者が次に掲げる輸出拡大や国産シェア拡大に向けた施設の整備を行う場合に要する経費 (1)農産物処理加工施設 (2)集出荷貯蔵施設	1/2以内 ただし、実施計 画の1年時金の上 りの補助、1計 限額は、1計 当たり6億円と する。	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示す る日 提出先 総合振興局 又は振興局	総合振興局長又は振興局長	
2 道産畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業 道内畜産物の輸出拡大に向けて、畜産物の生産者等、食肉処理施設等、輸出事業者の3者を構成員とする「の設立・運営等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。	審検処施輸構一産 会処施輸構一産 を関係を担いている。 を関係を担い、 を関係を関係を関係を を関係を の理施、 の理施、 の理施、 の理施、 ののでは、 のの	補助対象者が次に掲げる道産畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業を行う場合に要する経費 (1)畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援 (2)動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組	(1) 定額 ただし、10,000 千円/レコンソーシ アム(牛肉の1円/コンソー場 合は20,000千円/コンンを上限とする。 (2) 定額 令和3年 1月28 百年の本に じてあり、ととする。 を上下のととする。 を上下のととする。	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産 振興局畜産 振興課		